

建設経済常任委員会

平成21年3月12日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成21年3月12日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第 6 号 平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
議案第 7 号 平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
議案第11号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第15号 平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
議案第24号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 市道路線の認定、廃止及び変更について

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

出席委員（6名）

委員長	嶋田 哲 純	副委員長	滑 川 公 英
委員	嶋田 茂 樹	委員	平 野 浩
委員	林 七 巳	委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（25名）

副 市 長 鈴 木 正 美 商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	中野博之
農業委員会 農事務局長	小田雄治	その他担当員	18名

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩します。委員の皆さんは、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

きょうも大変すばらしいお天気の中で、委員の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

本日は付託をいたしました7議案と陳情1件につきまして、審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ですけれども、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、ご多忙の中、委員の皆様、また向後議長の出席もいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、先ほど議長のほうからもございましたが、7件でございます。最初に当初予算関連で議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の所管事項、議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について。それから補正予算関係で、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について。それから議案第24号といたしまして、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号といたしまして、市道路線の認定、廃止及び変更について、以上7議案でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更についての7議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の予算につきまして、新たな予算組みの部分につきまして補足して説明いたします。

初めに歳入について説明いたします。

19ページをお開き願いたいと思います。

19ページ、12款4目商工使用料、これは長熊釣堀センターが完成したことによりまして、週3日開場を21年は週6日の開場としまして、1万3,800人を見込んだところでございます。続きまして、28ページをお願いいたします。

3目労働費県補助金、これは新規でございまして、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、4事業に対しまして9人の雇用を見込み、979万3,000円を予定をいたしました。この事業につきましては3課にまたがり、3年間継続となります。

次に歳出について説明いたします。

144ページをお願いいたします。

5款労働費でございます。21年度につきましては3,275万2,000円ということで、前年に比べまして30万7,000円、0.9%の増ということになります。

145ページ、説明欄3、働く婦人の家活動費につきましては35講座、287回、739人を予定しているところでございます。

次に7款商工費になります。170ページをお開きください。

7款商工費は21年度、3億6,754万8,000円、35.7%、2億419万6,000円の減というふうになります。減の主な内容につきましては、観光費で長熊スポーツ公園整備工事完了によるものでございます。

主な内容を申し上げます。171ページをお願いします。

説明欄3、消費者保護対策事業でございます。7節賃金、これは新規でございまして、消費者相談の現状に合わせまして相談員を1名増やし、2名とするものでございます。

次に、172ページをお願いいたします。

説明欄2、中小企業金融対策事業の中小企業金融対策資金預託金1億円、これにつきましては市の中小企業資金融資制度に基づいて、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるにあたりまして、あらかじめ市が市内の6金融機関に預託を行うもので、1億円を預託して

10倍の10億円までの融資が可能となるものがございます。21年度におきましては、世界的な金融危機による中小企業者の資金繰りの悪化、経営基盤の強化を図る利用者が増えてきていることから、経済対策の一環として市においても2,000万円増額し、預託金を1億円としたものでございます。なお、こういった危機的状況ということで融資利率につきましても金融機関と協議した結果、0.2%落ちで融資ができることになりました。この背景としましては、国のセーフティーネット資金の借入れのための市の認定状況につきましても大幅に増えておりまして、平成18年度は13件、19年度は36件だった認定件数が20年度、今現在で211件を超えているということで、今までに経験のない状況にあります。

次の説明欄3、制度資金利子補給事業の旭市中小企業融資資金利子補給補助金、これにつきましても、市の制度資金の融資枠を拡大いたしましたので、併せて貸付金に対する利子補給補助金を増額したところでございます。

次の説明欄4、商業活性化推進事業の中の旭市商店街振興事業補助金1,308万円につきましては、商店街の活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行を年末に予定するための費用1,000万円が主なものでございます。

次の説明欄5、中心市街地活性化対策事業、中心市街地の空き店舗の活用でありまして、まちかどギャラリー銀座の管理運営の費用と、下段になります19節旭市空き店舗活用事業補助金110万円につきましては、中心市街地活性化委員会が実施しますチャレンジショップ等、空き店舗対策への補助金でございます。

次の説明欄6、企業誘致促進事業、174ページの19節負担金補助及び交付金で、企業誘致奨励措置助成金1,000万円につきましては、鎌数工業団地C・D地区へ立地した企業2社の排水処理施設の奨励助成金等でございます。

次に3目観光費でございますが、観光費につきましては特に変わったところはございません。

新規なものとしましては177ページをお開き願いたいと思います。

説明欄4、観光施設整備事業112万9,000円、これは観光案内板の作成委託料でございます、国体に合わせてスポーツの森公園に1基設置するものでございます。

最後になりますが、179ページ、説明欄7、長熊釣堀センター管理費につきましては議案質疑でも申し上げましたけれども、施設の効率的、効果的な管理運営を図るため、22年度に指定管理を目的に協議検討をいたしますので、21年度は市直営の運営とし、当面試行的に週3日の開催といたします。

以上で予算の事業概要説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、農業委員会におきますところの予算の補足をさせていただきます。

6款に戻ります。ページ数は148ページでございます。お開きをいただきたいと思います。

6款農林水産業費における、1項1目農業委員会費1,580万4,000円が農業委員会事務局にかかりますすべてでございます。内容は右の説明欄にありますように、1、農業委員報酬として、会長以下26人の委員報酬1,195万2,000円となります。2の農業委員会運営費273万3,000円、これは事務局の運営費でございます。

149ページになりますけれども、説明欄3の農業者年金業務受託事業111万9,000円、これは農業者年金の被保険者及び受給権者等からの相談、申請事務についての農業者年金基金から委託を受けて行う事務事業の推進費となっています。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課所管の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

最初に152ページのほうから説明をさせていただきます。

説明欄の中にあります13の委託料でございます。その中に旭市農業振興地域整備計画策定支援業務委託料664万2,000円。これにつきましては、ご承知のように平成19年から平成21年の3か年の継続事業としまして、今まで旧1市3町でやっていた農振計画を見直しの最終年で事業実施をさせていただくものでございます。ちなみに市内の農地に含めます農振の農用地面積につきましては現時点では84%を占めている。これらにつきましても平成21年度に見直しで、多少前後するかと思います。

さらに153ページの説明欄2の中の農業後継者育成事業の中に実は負担金補助及び交付金の中に農水産業後継者海外等研修補助金100万円を計上させていただいております。これにつきましては隔年で実施をさせていただきまして、農業青年等が海外あるいは国内の研修等に際しての補助金でございます。上限1人当たり20万円というようなことで、3分の2以内ということで平成21年実施をしたいというふうに考えています。

その下の制度資金の利子補給事業でございます。これにつきましては負担金補助及び交付金の中にありますように、一番大きいもの、それぞれ二つあります。農業近代化資金の利子

補給の補助金、平成21年まで原則、近代化資金等につきましても無利子になっています。新規の分30件を見込みまして、575万6,000円を見込んでおります。

さらに一番下の農業経営基盤強化資金利子補給補助金、これはいわゆる日本政策金融公庫で貸し出しますスーパーL資金の利子補給でございます。新規の案件40件を見込みまして、平成21年、利子補給等につきまして3,597万3,000円を見込ませていただいています。現在、実は21年まで無利子ということで進んでいるわけですけれども、非常に融資が多いということで、現時点では実は無利子枠がないというようなことで聞き及んでいます。

特に旭市につきましては、千葉県内の約3分の2をスーパーL資金を活用させていただいている。そんなことで今、国に対しましても無利子枠の確保というところで要望をしているところでございます。

続きまして、154ページのほうをお目通しいただきたいと思っております。

この中に説明欄の5のところには水田農業構造改革推進事業1,862万8,000円を計上させていただいております。中身的には補助金としまして水田農業構造改革事業補助金、主に平成21年につきましては飼料用米、これえさ米でございますけれども、10アール当たり1万5,000円を補助として支援をしたいというふうに考えています。それと飼料用の稲、これは稲ホールクroppサイレージでございますけれども、これにつきましては平成20年と同じように10アール当たり2万円を支援させていただきたいというふうに考えております。さらに麦に対しましては10アール当たり10万円、そういうもので水田農業の構造改革につきまして、推進をしてまいりたいと考えております。

その下の高度水田利用補助金につきましては種子代等の補助でございます。

さらに、この下の説明欄の8の園芸用廃プラスチック処理対策事業でございます。960万円。平成21年につきましては処理量としまして、480トンを見込みたいというふうに考えております。

さらに次のページの155ページ、「園芸王国ちば」強化支援事業でございます。これにつきましては県の単独補助事業で施設園芸等に対するの規模拡大等に対するの補助でございます。平成21年につきましては、昨年夏に農業者の募集等を行いまして、ビニールハウスにつきましては、17戸、2万7,742平米を平成21年に計画をしたいというふうに予算計上をさせていただいています。ちなみに県の補助率は25%以内というふうになっております。そのほか機械の共同利用につきましては2団体、これにつきましては県の補助金が3分の1以内ということになっております。

さらに下の説明欄10の施設園芸生産コスト軽減支援事業720万円でございます。これにつきましては県の単独補助事業、省エネ暖房機等の購入に対しての補助金、25%ということで、仕組むところで聞いています。それに対しまして市で5%上乗せをしまして、農業者へ30%の支援をさせていただきたいというふうに考えています。省エネ暖房機につきましては15件、それと県単の事業に該当しない部分につきましては市単独で30%を支援させていただきたい。これにつきまして、5台を見込ませていただいております。

さらに155ページの11の農業活性化推進事業369万5,000円の中に8の報償費がございます。40万円。これにつきましては平成21年、新規に実は「家族そろって朝ごはん」という食育事業を展開したいというふうに考えております。いろいろな食育事業を通しまして、さらに文化との一つ連携もやろうということで、いろいろな農産物等の一つテーマにしまして、版画を子どもたちに彫っていただきながら、いろいろな形での食育体験、そういうものも進めていきたいということで計上させていただいております。

続きまして、156ページの19の説明欄の真ん中辺にベンチャー農業支援事業補助金90万円計上させていただいております。これにつきましては、新しい作物あるいは新しい技術への挑戦を農業者の方にさせていただこう。そんなことで事業費の2分の1以内、上限につきましては15万円を上限としまして、6件見込ませていただいております。

さらに、その次の158ページのほうをお願いいたします。

この中に経営構造対策事業4億3,225万円でございます。これにつきましては平成19年から継続で実施しています萬力Ⅱ期地区の中のビニールハウス、それとライスセンターへの国からの補助金を市を経由して、農業団体のほうに交付をさせていただくものでございます。補助率につきましては国の補助金、2分の1以内ということになっております。

それと、説明欄16でございます。農産加工施設維持管理費300万6,000円でございます。これにつきましては萬歳地区の農産物処理加工センター、それと飯岡地区にあります飯岡農産加工室、二つの施設が農水産課管理になっています。ここの施設の維持管理費を計上させていただきました。

説明欄17に「原点回帰」飼料増産緊急対策事業1,766万5,000円でございます。これにつきましては畜産等を主体としています農業団体におきまして、汎用型の飼料収穫機、えさの収穫機械でございます。これに対しまして国から50%、県から15%以内の支援をいただきまして、事業実施をするものでございます。

159ページのほうをお願いいたします。

説明欄の2のところに家畜防疫対策事業がございます。補助金としまして、家畜伝染病予防事業補助金2,475万7,000円でございます。これにつきましては牛、豚、鶏等の伝染病の予防に対しましての各種補助金でございます。特に豚のオーエスキー病につきましては、平成20年から撲滅に向けて動こうということで、現在市内全頭接種に向けて動いております。

一番下にあります畜産環境総合整備統合事業でございます。1億1,707万4,000円でございます。これにつきましては平成17年から21年までの5か年継続の事業としまして、21年最終年度で事業を完了させていただくものでございます。浄化槽の処理施設、あるいは汚泥堆肥舎、堆肥散布機等を購入させていただくものでございます。国の補助金50%、県20%、市8%、受益者負担22%で事業実施を展開させていただくものでございます。

さらに、次の160ページ、説明欄4のたい肥利用促進集団育成支援事業175万円でございます。これにつきましては千葉県単独の補助事業で、補助率につきましては2分の1以内、畜産農業者等の集団が堆肥の散布車マニュアルプレッタ等を購入するものに対しまして支援をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページの162ページのほうを説明させていただきます。

説明欄の5の経営体育成基盤整備事業3,593万4,000円でございます。これにつきましては経営体育成整備事業の中の富浦地区の県営の土地改良事業で実施させていただいております。これにつきましては市負担の10%、さらに飯岡西部地区の土地改良の推進委員会への補助金等、30万円でございます。

さらに、その下の広域農業基盤整備事業でございます。これにつきましては萬力Ⅰ期、萬歳Ⅱ期、東城神代、あるいは萬力Ⅱ期、あるいは21年から始まります椿海地区、これらの地区、合計面積1,229町歩の土地改良事業の推進に際しましての、市の補助金等でございます。さらにこの下にあります土地改良事業推進補助金30万円につきましては、谷丁場地区につきましても土地改良事業を現在推進をしております。そこへの推進委員会への補助金でございます。

さらに、163ページの説明欄9の広域営農団地農道整備事業につきましては、東総西部2期地区、あるいは東総台地地区、それぞれ農道整備に対しましての市の負担でございます。

さらに、167ページのほうへ、お目通しいただきたいと思います。

167ページのほうに漁港管理費、みなと公園管理費を計上させていただいております。376万円でございます。現在、飯岡漁港の西側にあります、みなと公園、面積的には2万8,600平米の面積でございます。県の施設でありますけれども、市が管理の委託を受けて市で管理を

しているものでございます。公園の管理ということで376万円を計上させていただいております。

さらに、168ページの最後でございます。

漁港建設費、これにつきましては水産基盤整備事業ということで9,350万円を計上させていただいております。飯岡漁港の西堤防が現在、老朽化が進むと同時に、堤防ですので当然人は入ってはいけないという施設になっております。なかなか管理をしていますと入る方も多々いるという。これを県のほうと相談しまして、平成18年から、逆に整備をしながら遊歩道等、活用できないかということで、釣りをしたり、あるいは散歩していただく、そういうことで逆に入ってもいいような、そういう施設に今改造をさせていただいております。平成18年から24年の7年継続事業ということで、総事業費7億2,000万円ということで事業実施をさせていただいております。市の負担11%ということで計上させていただいております。

以上で、農水産課関係の説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、建設課所管の予算説明を行いたいと思います。

182ページからが土木費になります。そのうちの183ページ、説明欄3と4ですけれども、これは飯岡駅、倉橋駅の駅前の広場の維持管理とありますけれども、これはほとんどトイレの維持管理というふうに理解していただけたらと思います。

続きまして、184ページから185ページ、国土調査費であります。これは地籍調査であります。185ページの説明欄13、委託料というのがあります。これは20年度まで萬力、秋田地区を行っていたわけですけれども、21年度は萬力、秋田地区に隣接する鎌数地区をやる予定であります。

続きまして、186ページから187ページをご覧くださいと思います。

今度は道路維持費になります。そのうちの187ページ、下のほう説明欄2の緊急雇用創出でございます。これは国の二次補正分でございます。道路の草刈りとして2人を雇用するというようなものでございます。共済費、賃金等でございます。

続きまして、188ページから189ページをお願いしたいと思います。

この辺も道路の維持補修やら新設改良やらの事業でございます。まず初め、188ページの説明欄3、道路維持補修事業、それから189ページの説明欄2の道路新設改良事業、このいずれも15節の工事請負費、これいつも言いますけれども、毎年106路線ぐらい、工事を行いたいというものでございます。188ページの中段の15の工事請負費と189ページの道路新設改

良事業の15の工事請負費、全部合わせまして100本ぐらい契約したいと、こんな予算でございます。

続きまして、190ページから191ページをご覧いただきたいと思います。

初めに190ページ、説明欄3の排水路整備事業、これは川向西野地区の工事でございます。川向西野地区排水路整備は全体で1,060メートルを予定しています。そのうちの初年度となります350メートルを工事したいというものでございます。

続きまして、説明欄4の旭中央病院アクセス道整備事業でございます。この辺につきましては何度も説明しておりますけれども、きょう現在の地権者の状況、用地交渉の状況を報告したいと思います。全体で東西線、南北線合わせまして62名いるわけですけれども、残り一けたになりました。あと8名、東西線が2名で南北線が6名ということの人数が未契約者であると。ちなみに、これもいつも申し上げているんですけれども、どんな理由でまだ残っているんだということを説明したいと思います。

まず初めに、8名のうちの1人は、今契約の書類を集めるところですので、これは決まったと見ていいでしょうという1名です。それから相続関係でこじれている方が2名おります。それから金額面でまだ当方の提示と合わない方が2名と。それから代替地を求めて、我々は提供しているんですけれども、まだ決断に至ってないというのが2名おります。そのほかに、若干ちょっと、過去の土地の経緯を先に解決しろという、複雑な話があるのが1名と。これで全部で8名いると、こんな状況でございます。

それから190ページの説明欄5のH-1-002号線交通安全施設整備事業、これは干潟地区の大原幽学記念館の東側の歩道整備ということでありまして。21年度で事業を終了するというので、あと1名の地権者を残して用地買収をして、最終的には125メートルの工事をやって終わり、そんな事業でございます。

191ページ、説明欄6、防衛施設周辺民生安定事業、これは塙新町地先の道路の改良事業でございます。これは22年度で事業が終了しますけれども、今、用地交渉に当たっている状況ということでございます。

最後に192ページをご覧いただきたいと思います。

一番上の説明欄の17節の公有財産、それから22節の補償補填でございますけれども、塙新町の道路の改良に伴う地権者は13名おります。それの方々と今、交渉して、21年度のこの予算でもって購入して補償をして、工事に取にかかると、こんな予定になっています。

最後、4目の橋梁維持費は説明欄1に更正橋改修事業、鎌数伊勢大神宮の西方のほうにあ

る谷丁場遊正線にかかる橋の改修事業でございます。

以上で、建設課所管の予算説明を終わりにしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは194ページをお願いしたいと思います。

説明欄3の都市計画マスタープラン策定事業、この事業は平成19年度から3か年事業で行っております。本年度が最終でございます。13節の都市計画マスタープラン策定支援業務委託料1,287万3,000円は地域別構想の策定でございます。地域の特色をどう生かしていくかなどの策定でございます。それから同じく13節の都市計画基礎調査等業務委託料87万2,000円は、このマスタープラン、それから都市計画の見直しに当たりまして、不適合となるおそれのある地域の建物、それから敷地道路等の調査費用でございます。

それから199ページをお願いします。

説明欄3、あさひ健康パーク維持管理費でございます。これは引き続き指定管理者、福祉協会により管理を行ってまいります。説明欄13節の委託料、あさひパークゴルフ場指定管理料414万9,000円は、指定管理者に支払う1年間分の指定管理料でございます。同じく13節の委託料の公園維持管理委託費945万円は、パークゴルフ場全体の年間の定期的な維持管理費でございます。芝生、樹木の施肥、薬剤散布、剪定等でございます。15節の工事請負費のフェンス設置工事892万5,000円は、飛砂防止策、土手、防潮堤の築堤でございます。これは地元海岸地域の塩害及び飛砂防止対策としまして、それからパークゴルフ場の樹木の保護を図るとともに、快適な環境でプレイができるよう築堤を行うものでございます。同じく15節の工事請負費、散水設備設置工事367万5,000円はコース内の芝生や樹木の散水を行うためのものでございます。現在、散水設備がございますけれども、届かない範囲に今回設置させていただくものでございます。スプリンクラー等を設置させていただきます。それから同じく15節の工事請負費、休憩施設設置工事500万円は、これは利用者の休憩や食事をする場所を設置するものでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません。先ほどちょっと単位を間違えまして、ご説明をさせていただきました。申し訳ございません。修正をさせていただきます。

168ページをお目通しいただきたいと思います。

先ほど漁港建設費の中で、水産基盤整備事業につきましては935万円ということで訂正を

よろしくお願ひいたします。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願ひいたします。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 157ページの遊休農地解消対策事業について質問いたします。

それと173ページですか、先ほどご説明をいただきました旭市空き店舗活用事業の内容ですけれども、チャレンジショップということですから、場所についての特定をお願ひします。

それと186ページの委託料、道路台帳補正業務委託料、市道全般で何か所あるでしょうか。それについてお願ひします。

それと200ページ、負担金補助及び交付金の下の転用決済金27万3,000円、これは当然用地の取得、農地ですよ、のための決済金だと思いますので、それについては、次に文化の杜もあるんですけれども、来年が最終年度ということで、図面の提示をいただければわかりやすいと思うんですけれども、その点を要望をしたいと思います。

それと今、袋公園が終わりまして、文化の杜公園整備事業でございまして、土地の購入費、地目は田畑とそのほかに何か、ほかの地目があるのかどうか、それぞれの面積と単価を示していただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） お答え申し上げます。

157ページの遊休農地解消対策事業補助金でございまして、これにつきましては現在市内で500町歩を超える遊休農地がございまして、これにつきましては解消に対しまして、認定農業者等がその土地を借りまして、遊休農地の中で営農活動をしたいという場合に農業委員会、農業委員等にもご審議いただきまして、10アール当たり2万5,000円の支援をさせていただきたい。予算ベースでは200アールを見込んでございまして、そういう事業でございまして。

ただ、この事業につきましては、後ほどちょっとパンフレット等でご紹介申し上げる予定ですが、21年から国の事業の中でも耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金、そういう

ものも用意されています。なるべく国の事業を使えるものにつきましては国の事業を使っていく。ただ、使えない部分、例えば農振の農用地に入っていない地域とか、そういう部分につきまして、市単独事業で積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 173ページの空き店舗活用事業で場所の特定をというお話でございますが、かなり中心市街地についても空き店舗が増えておりまして、その中で2か所貸してもらえるとというような話が来ているそうでございます。1か所につきましては田町本町通り、東電の建物がございまして、もとの事務所がございまして、その部分を田町本町で借りているわけですが、その部分。それから、銀座通りから役所に入ってくる通りがあります。その角の部分の建物、その部分について貸してもいいという話がありますので、その場所で空き店舗をチャレンジショップとして活用するというふうに聞いております。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 200ページの袋公園、それから文化の杜公園でございますが、転用決済金の……土地購入費の所の図面でしょうか、全体の図面の中の。

（「全体の」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） じゃ、後ほど全体の中の、わかるような図面ですよ。後ほど提出させていただきます。

それから文化の杜の土地買収の地目でございますが、これは田んぼでございます。単価でございますけれども、購入するときには不動産鑑定を取りますので、今現在、平均的な単価を答えさせていただきたいと思っております。平米当たり1万5,000円でございます。この予算計上の面積でございますけれども、これは1万2,205平米でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 186ページの説明欄13の委託料の一番上にある道路台帳補正業務委託料824万3,000円、全部で何か所かというご質問だったと思います。これは例えば交通安全施設、カーブミラーの設置とかガードレールを設置した、あとは道路の改良工事を行った、あとはそういったことを全部網羅してきます。申し訳ございません。何か所という把握の仕方はしてございません。それを1件1件、21年度にもう一回全部をチェックをして、道路台帳を補正をしていくという内容でございますので、毎年の変化だとかというものは入れています。ですから今ここで何か所という答え方はできませんので、ご了承をお願いしたいと

思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） それでは少し質問させていただきます。

遊休農地についての対策事業についてですけれども、認定農業者に2万7,400円の補助をつけての遊休農地の解消ということによろしいんですか。意味がちょっと飲み込めなかったもので。市内の農地5,200ヘクタール余りですか、そのうちの1割、505ヘクタールが遊休農地ということですが、この50万円で、果たして1筆ごとに遊休農地の状況を把握しまして、それをデータにして、今後の耕作放棄地の解消をするということでございますけれども、昨年12月の議会かな、課長のほうより答弁をいただいたんですけれども、そのデータ、3か月ではほとんどまだ仕事のほうは進まないと思うんですけれども、先ほどの2万何ぼとかいって、メモをしきれなかったんですけれども、その辺の意味合いがちょっとわからなかったもので、そのことについてご質問したいんですけれども、この遊休農地については、私もちょっとネットで調べたものがあるんですけれども、総面積の40%、約半分近くがほとんど農地なもので、それが耕作放棄地の部分が多いということで、なかなか耕作放棄地の解消をするには難しいのかなと思っているもので、その辺について、どういうお考えで、そのデータを生かしながら、どのようにしていくつもりなのか、お伺いします。

それと、建設課長のほうより何か所かというのは特定が難しいということでございますけれども、相当、道路台帳補正業務委託料というのは、毎年大きな予算計上がされているわけですが、これは特殊な、道路法に基づいて、やっておられるわけですが、これは入札で何社かお願いをして、業者を選定しているのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、先ほどの公園のことですが、全体の計画図面ですか、今まではどうだったのでしょうか、いただいているのでしょうか。もし、いるようだったら、申し訳ないもので、来年で事業が完了しますので、どこまでなんだというような話も、よく耳にしますもので、所管のものとして状況がわかれば、より責任ある話ができるのかなと、そのように思いましたので、その辺もお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、遊休農地につきまして若干説明を加えまして、答弁させていただきます。

実は遊休農地が国の施策の中でも、今重要な課題になっているところでもあります。いろいろ国のセンサス等で市の統計データを見ますと、500町歩を超える遊休農地、農地の約1割を超える土地が遊休であるという統計のデータがあります。実は昨年、平成20年に農業委員会等とも連携をとりながら、農水産課で市内の地図、これは地番図と、あと航空写真を全部確認をしまして、上から見て遊休農地がどれぐらい、本当にあるのかどうか、それを確認しましたところが500町歩を超える530町歩に及ぶ土地が、地目は農地であるけれども、現況は作れないという、そういう実は調査もさせていただいております。

さらに本年1月にかけて、市内のすべての農家の方に遊休農地の活用に関するアンケートを実施をさせていただきました。アンケートの回収が実は2,641戸であったわけですが、約2,600を超える方にご協力をいただきまして、遊休農地があるかどうか、あるとしたら貸していただけるかどうか、あるいは遊休農地があれば借りて、あるいは買ってほしいから作ってみたいのか、その辺を質問をさせていただきました。その中で遊休農地があるという、現状のままでよいというのが、結構いろいろあったわけですが、中には農地を貸したいとか、あるいは農作業を委託したいとか、そういう方々もいました。その中で農地を貸したいという方が田畑合わせまして約216戸ありまして、面積的には70町歩を超える面積を貸したいという回答をいただいております。さらに農地を借りたいという方はどのくらいいるのか、購入したいという方がありまして、面積的には件数としまして、58件購入したいという方、面積的には約26町歩の面積を掲げていただきました。さらに購入は無理だけれども、農地を借りたいという方が実は89人の方がいらっしゃいまして、面積的には借りてもいいよという面積が124町歩あります。

これらの調査につきましては、今回無記名じゃなくて名前を書かせていただきました。このアンケートをぜひ我々も活用したいということで、貸したい農家、あるいは借りたい農家のマッチングをさせようということで、平成21年、動きたいというふうに考えています。とはいえ、遊休農地ですので、そのままなかなか作れないということで、実は誠に申し訳ないんですが、お手元にこういうリーフレットをお目通しいただけますでしょうか。この中にページ数としまして、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの下のほうに耕作放棄地解消対策ということで、国が平成21年に206億5,000万円、予算的に用意をしますということで聞き及んでいます。ここにありますように耕作放棄地の再生利用をしますと、障害物の除去とか深耕、こういうものをしますと荒廃の程度に応じまして3万円、あるいは5万円という補助金が国で用意をしていただける。あるいは土壌改良に関する支援ですと、最大

2年間にまたがって、10アール当たり2万5,000円の支援をいただける。あるいは営農定着に対する支援につきましては2万5,000円、いろいろなもろもろの国によっての補助金等も用意をされております。

ただし、なるべく担い手を育てようという意図もあります。そんなことで担い手等がこの遊休農地を活用して営農を展開する。そんなことで、この事業等のつきましても取り組んでいきたいというふうに考えています。今回の50万円の補助金につきましては市単独で、なかなか国の事業はあっても、ここに乗れないという方もいるかなと、そんなことで10アール当たり2万5,000円を市単独で、平成20年と同じように予算化をさせていただきたいというふうに考えております。これは遊休農地の所有者に対しての補助金じゃなくて、遊休農地をしちやった方に税金で営農再開、これちょっとおかしいのかなと我々も考えております。それを借りて、よくなる方が借りて、経営を展開する際に、借りる方に対して支援をしてまいりたいというような補助金を考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 予算書の186ページ、説明欄13、委託料、道路台帳補正業務、これ入札で行うかという質問に対するお答えを申し上げます。

これは随意契約であります。さらに詳しく申し上げますと、旭、飯岡、海上、干潟、各地区ごとに一社随契で行う。これはももとのデータを持っているものを補正する業務でありますので、入札は行わないというものでございます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 8分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 図面につきましては、後ほど提出させていただきます。よろし

くお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ページ174の企業誘致審議会委員の5名というのは、差し支えなかったら、公表をお願いしたいんです。

それと176ページの3の13は袋公園のことだと思うんですが、もっと詳細をお聞かせ願えれば。

あと199ページの3の健康パークなんですけれども、昨年12月にもしていますけれども、それ以後の動向で、実際には管理料とか、それから売上げに比べて、どのくらいのマイナスを予定しておるのでしょうか。

あと200ページの4の15と201ページの5の15の工事請負費の内容を、よろしかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 174ページの企業誘致審議会委員の名前ということでございますが、固定資産評価審査委員のカナスギさん、それから商工会長のカセさん、雇対協の会長のコセキさん、それからソーイングの会長でございます。それから委員長は副市長というふうになっています。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 199ページ、ちょっと後にさせていただいてよろしいですか。

200ページ、袋公園の工事内容でございますけれども、二つございまして、袋公園整備工事3,000万円は、20年度に行いました、じゃぶじゃぶ池の工事に引き続きまして、その周辺を整備するものでございます。面積ですと約2,000平米、これは園路広場、それから芝生広場等でございます。それとあと複合大型遊具を設置してまいります。

それからもう一つの公園改修工事3,840万円でございますけれども、これは袋のため池が二つありまして、その真ん中を通ってます市道の所に即した所を、湖面上に5メートルほど突き出しまして、広場を造りまして、そこに桜の木を植栽してまいります。そうしますと袋全周が桜の並木となる予定でございます。

それから文化の杜公園、こちらも工事内容でよろしいですね。こちらは面積が約7.2ヘクタールでございます。こちらに盛土基盤整備工事を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 桜まつりの予算について、ここに計上されていると思うんですけども、176ページの13の委託料ということで。これ多分去年まではなかったんですが、これが桜まつりの委託料になるんですけども、何回も言っているんですけども、来年度になると美化委員会の負担金というのがほとんどゼロになるということで、一般質問でも伺いましたけれども、よろしいのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 本会議でも質問がございましたけれども、桜まつりにつきましては、今年21年から三者連携の中で進むという部分がありまして、その費用負担につきましては地元と市という部分でございまして、かなり費用負担もある中で、22年度からについては市で負担を考えているという部分でございまして。また、予算書にあるとおり、実際補助金としては35万円というものが出ておりますけれども、その部分に地元の負担という部分がありますけれども、その部分に金額が少し足りないという分については、22年度に対応していきたいという部分でありまして、そのほかにここにある部分につきましては、市で桜まつりとして計上している部分が総額で140万円程度、そのほかにあります。これについても来年度以降、確保していきたいというふうに思っています。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 申し訳ございませんでした。199ページのあさひ健康パークのことについてお答え申し上げます。

年間の通常的な管理でよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） はい。その前に今現在、去年の7月から稼働している状況について、ちょっとお知らせさせていただきます。7月から今年の2月現在まで、利用者数が1万8,388人でございます。収入が947万6,650円になります。21年度は人件費、それから建物、管理棟に約1,400万円ほどかかります。このうち人件費が約850万円になります。それと収入のほうですけども、入場者2万人を予定してございます。そちらの入場使用料が981万2,500円を予定しています。この差額が指定管理料となります。そのほかにコース内の樹木、芝の管理等に945万円かかります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 何点か、ご質問させていただきます。

まず150ページ、説明欄の、農業総務費の一番下のほうの3の農村公園維持管理費347万7,000円ということですが、この農村公園は市内に、だいたい何か所ぐらいあるものでしょうか。あまり実態というのがよくわからないから、その実態というのをまず説明をお願いします。

それと154ページ、説明欄6番、豊かな産地づくり支援事業の中の説明欄19番の一番下の、売れる米づくり推進事業補助金230万円の内容と、同じく7番の米の力再発見事業の備品購入費、機械器具費、これは米粉の機械のことを表しているのでしょうか、あるいはその米粉の機械の、この前は使用料の料金のご説明いただきましたけれども、機械の購入費がどのくらいかかるというのが、ちょっとわかってないものですから、その辺をひとつご説明をお願いいたします。

あと172ページ、中小企業金融対策事業、先ほど課長のほうからいろいろご説明がありまして、0.2%の支援ということで1億円の予算が計上されているんですけども、今という19年が借入申込者が多々、ちょっと記入漏れしたんですけども、2けたくらいのあれだったんですけども、今度申し込みが211件ということで、約10倍くらいの申込者が急増しているわけなんですけれども、今後ともこのようなあれは、ますます増える傾向にももちろんあると思いますけれども、枠のほうはこれで大丈夫なものでしょうか。一点お聞きします。

それと199ページ、説明欄13番の委託料の中の15節ですか……、工事請負費の中の休息施設設置工事ということがございまして、これは利用者が休憩の時に、いろいろ食事等をする場所なんですけれども、現在のところどのように改良するものでしょうか。このご説明をお願いします。

200ページ、説明欄5番の文化の杜公園整備事業、いよいよ造成工事に入る予定なんですけれども、その中であそこ一体はほとんどが田んぼということをご認識してございまして、それを公園化するには当然埋め立てするわけなんです。その土砂の搬入ですか、持ち込む方、これは相当の数量が、多分費用がすると思いますけれども、だいたい何十万立方とか、何万とかと、いろいろある程度の数値の目標というのがあると思いますので、その辺のご説明をよろしくをお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 172ページの中小企業対策の預託金の関係でございます。ご質問では、かなり貸し付けの件数が増えているという話がありました。このセーフティーネットにつきましては、あくまでも国の制度でございまして、ちょっと私の説明の中で勘違いがあったのかと思いますけれども、従来、国のセーフティーネットを活用している企業については、平成18年度13件、平成19年度36件という、そういった状況であったものが10月ごろからどんどん増えてきてまして、今現在211企業が借りているという部分で、これについてはあくまでも国の制度の中での件数がこれだけ増えているという部分でありますので、市におきましても市の制度融資がございますので、それについても2億円増やして10億円まで借りられるようにしたという部分であります。

それで市のほうにつきましては、だいたい150企業が制度融資を活用しておりまして、2億円増やすことによって対応ができるというふうを考えております。それから0.2%という部分については、当然企業が銀行から金を借りる場合には貸付利率が、融資利率があるわけですけれども、その部分についても、主として現在こういう厳しい状況であるので、制度融資のほうの利率を下げてくださいたい。企業も大変な状況であるので、企業は下げてくださいたいということで、融資利率を銀行のほうについても0.2%落としていただいたという状況であります。

よろしいでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 文化の杜公園の整備内容でございますが、土砂の関係でございますけれども、これは6万立米を予定してございます。用地買収は7.2ヘクタールでございますけれども、整備面積でいきますと約7.9ヘクタールになります。区域の中に赤道とか水路とか、そちらがございまして。そちらも一緒に埋め立ててまいりますので、7.9ヘクタールになります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問につきまして何点かお答えをさせていただきます。

最初に150ページの農村公園維持管理費につきまして、農村公園とはということでお答えさせていただきます。実は農水産課のほうで市内で9か所の、いわば農村にある公園を管理

等をさせていただいております。東足洗の農村公園、西足洗農村公園、それとアメニティ公園、これは仁玉川沿いにあります道路わきの公園でございます。それからアグリ・ポケットパーク、これは広域農道にあります直売所の周辺ですか。それと鐺木の農村公園、松沢農村公園、いずれもお寺あるいは神社の近くにある公園でございます。それと萬力の農村公園、清滝の溜池公園、谷丁場のまる池公園ということで、面積的には2万2,752平米を農水産課のほうで管理をさせていただいております。

売れる米づくりにつきまして、154ページのほうをお答えさせていただきます。売れる米づくり推進事業補助金でございます。平成21年につきましては、JAちばみどりの旭自主開発米部会でいろいろな低農薬、農薬をあまり使わないで、例えば種もみ消毒等は当然温湯消毒、そういうものでいろいろ農薬を控え目ながら消費者と結びついた米づくりを実施しております。10アール当たり1万円、18町歩につきまして支援をさせていただきたいところで取り組んでいるものでございます。

さらに旭ブランド米確立支援事業ということで、これは農業団体等がお米の売るといふことも、今重要になってきています。そういうところの団体等に対しまして、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、米の力再発見事業でございます。これにつきましての備品の購入でございますけれども、米粉の製粉機等につきましては補正予算の中で567万円を今回ご審議いただいております。これが実は米粉の製粉機の予算でございます。今回平成21年につきまして、この中で米の力再発見事業につきましては、いろいろな市内の、本会議で申し上げましたように、いろいろな米を使った製品、そういうものの産地開発をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 申し訳ございません。一つ答弁漏れがございました。199ページで休憩施設でよろしいですね。これは現在管理棟がございますけれども、ここでは休憩、簡単な食事する場所がございません。いろいろ要望等がございまして、その前にある広場ですね、練習広場に建物を建てていきたいと、簡単な簡易的な建物ですね。要は面積が約80平米ですね、幅といますと約5.4の長さが14メートル、躯体はウッド構造で造っていきたいと考えております。空間的また開放的な建物ですね。正式に言いますと、スライドアンドオープンウインドー方式というんですが、建物の屋根がありまして、壁はすべてオープン、夏

の間をオープンにしちゃいます。冬の間はその壁がガラスになっていますから、取りつけて、寒さを防ぐという構造ですね。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 一つ答弁を漏らしました。申し訳ございません。154ページの中に、委員のほうから米の力再発見事業の備品購入は何だいということだと思います。これにつきましては、米粉の製粉機を置かせていただきます施設にオープンを設置をさせていただきたい、パンづくりを支援させていただきたいというところで考えております。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、ご質問させていただきます。文化の杜公園、6万立米の土砂が必要ということでございますけれども、この土はいろいろ聞きますと中央病院の排出土ということも聞いていますけれども、あるいはこの一般的な山砂を埋め立てるものなのか、その辺はもしわかりましたら、ご説明のほうをお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 埋め立てに当たりましては、残土を有効活用してまいりたいと考えております。中央病院のほうから今、再整備で出ます残土ですね、約2万立米を受け入れる予定でございます。そのほかに今、下水道の南側に各方面から出ました残土をストックしてあるんで、そちらの残土も有効利用して、文化の杜のほうに埋め立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 二つほどお聞きしたいと思います。

ページ数で153ページの後継者海外研修のことをもう少し詳しく。

それと、154ページの園芸用廃プラスチックの960万円は運搬費なんでしょうか、その辺のところ、もう少し詳しくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 林七巳委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 153ページの農水産業後継者海外等研修補助金100万円でございます。これは隔年ということで2年に1度、農水産課のほうで予算を計上させていただいてお

ります。農業青年あるいは水産業者がなるべく、よそのいろいろな所を見ていただいて、自分の経営に生かしていただこうと、そんなことで1人上限としまして20万円、かかった経費の3分の2以内という、そういう制約の中で想定としましては、約5名程度を考えております。過去の例でありますけれども、平成19年にはオーストラリアのほうへJAの青年部等が行っております。その前の2年前は現在、日本の農業の中で一番北海道が元気があるということで北海道の農業視察等をしてきたというふうに記憶をしております。そういう事業でございます。

それと園芸用廃プラスチックの処理対策事業でございます。先ほど480トン进行处理したいということであります。これにつきましては9円50銭を県からいただきます。それと同じく県と合わせまして9円50銭、これを市の補助金、合わせまして農協等の組織しております園芸用廃プラスチック対策協議会のほうに支援をさせていただきます。この9円50銭、9円50銭、二つにつきましては東金のほうに処理工場がございます。そこに持っていきまして、そこでの処理料ということであります。その搬入等につきましてはやはり経費等もかかります。それにつきましては市の単独で、先ほどの県の補助金とは別に、キロ1円を協議会のほうに搬入にかかる経費ということで支援をさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 林委員。

○委員（林 七巳） 今、搬入に使っている車はだいたい農協の野菜を運搬する車ですよ、主に。これはやはり産業廃棄物になりますと、産業廃棄物法でちょっと引かかるんじゃないかと思いますが、そのところのご意見をお聞きいたします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） おっしゃるようないろいろな問題がございます。農業者の方が収集の所、例えば農協の出荷場へ持ってくる所も、それも違反じゃないですかという、そういう声も実はありました。そこからまた、東金の廃棄物の処理工場、県で支援をしまして造った工場ですけれども、そこで再生利用するわけですけれども、そこまで持っていく分についてもどうなんだと。それにつきましては産業廃棄物の処理の法律の中で検討・協議をしまして、県からの指導で、農業者の方も処理場に持ってくる時には車のサイド等に廃棄物運搬収集車、ちょっと表現、すみません、忘れちゃったけれども、そういうことを書いたものを張るという、そういう行為をしまして、そこは法律的にクリアできる。それと運搬につき

ましても、そういう表示をしていただくことによって、廃棄物等の法律についてはクリアできる。そういうことで県からの指導で、現在実施をしているところでございます。

○委員長（嶋田哲純） 林委員。

○委員（林 七巳） 今現在、そういう搬入に対して車にステッカー張ってあるのは見たことないんですけれども、茨城のほうはすべての農家が張ってありますよね。そのステッカーは農協で配るんですか、市で配るんですか。個人で用意するんですか。まだ私はそういったステッカー見たことないんですけれども。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 市内で多くの所の施設で実はこの事業を展開しています。例えば飯岡地区、あるいは海上地区とか、いろいろな所で何日もやります。そこには農水産課の職員も絶えず1名確認ということで行っております。もし、そのような地区があれば我々は協議会等を通じて、適正にお願いしますということで、農業者の方にもお願いしますということで農協にもお願いしています。もしそういうことをやってないようであれば、本年につきましては、法を遵守するような形を指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 先ほど平野委員のほうから、遊休農地の解消対策事業ですか、その中の件なんですけれども、関連なんですけれども、市のほうでいわゆる2万5,000円の補助を出すというようなお話がございましたけれども、今年度は200アールというような予定になっているということでもございましたけれども、これは減反政策に協力していない方もそのようなことができるのかどうか。

それから国のほうは当然、減反政策に対しまして、これはノーと言われるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺ちょっと確認したいもんで、お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 嶋田茂樹委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問ですけれども、市の10アール当たり2万5,000円につきましては生産調整等の要件は入れてございません。我々もそこまで踏み込むことはどうかなど。むしろ希望としましては空いている田んぼであれば、その田んぼを生かして米粉等を減反に協力できるようなものを作っていただけると、米粉につきましてはさらに補助金等も

あります。そんなことで指導はしてまいりたいと思いますけれども、市の補助金の中では減反の要件は作ってはないというのが現実であります。

国のほう等につきましても実はなるべく遊休農地を使って、水田、フル活用というようなことで、水田を遊ばせないでどんどん作ろうよという発想で、現在ちょっと、また確認してみますけれども、生産調整要件云々よりも、どんどん遊休農地を解消しろという指導のみ、我々はちょっと受け止めてはいるところでございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質問ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、下水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本議会で補足説明いたしました以上にはございません。よろしく
お願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 何か質問がございましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、農水産課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農業集落排水事業につきましては、本会議でご説明をさせていただいたとおりでございます。ただ大きな課題としまして普及率があるというふうに我々は理解しております。江ヶ崎地区あるいは琴田地区、併せまして普及率が今年1月末現在で68.6、
こういう状況でございます。ただ、これは県下の中で現在61地区、実施をしているわけですが、
けれども、平均58という、これとあまり我々、比較したくないなと思っておりますけれども、
68.6という普及率を少しでも上げるべく努力したいというふうに考えています。

一番の問題につきましては使用、未使用の207戸をいかに加入していただくか、地元の組合の協力をいただきながら、本事業の啓蒙を中心に図りながら普及率の拡大に努めてまいりたいというふうに考えています。

また、平成21年の予算等、本当に活用させていただきまして、維持管理を適正に行いまし

て、施設の適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

ほかにつきましては本会議で説明しましたとおりでございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 6ページをお願いしたいと思います。繰越明許費でございます。

8の土木費の中の下宿ふれあい公園整備事業について、ご説明させていただきます。

これは国の第二次補正予算によりまして、本来21年度に行う事業ですね、前倒ししまして補正をさせていただきました。内訳としましては公園整備工事1億1,000万円、これは基盤整備、それから芝生広場、トイレ、駐車場等の整備でございます。それから公有財産購入費5,681万2,000円、これは土地の取得でございます。約6,639平米でございます。地権者7名でございます。この整備面積でございますけれども、当初の計画面積は、買収面積9,500平米でございますけれども、今回1万1,500平米に変更をさせていただきました。この理由といたしましては用地取得に当たりまして、地権者から形が悪く残地を残されても困ることからでございます。なお、土地取得費につきましては不動産価格の決定によりまして、当初の設定価格よりかなり安かったために、当初予算内で十分対応できます。それから面積が増えたことによりまして整備面積全体の工事費につきましても、整備方法を見直しまして当初予算内で対応させていただきます。ちなみに当初予算、計画予算でございましたけれども、当初は2億5,000万円、それから変更後は2億2,100万円となります。かなり有利な補助金をいただきましたので、補助率は73.3%となります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 若干説明させていただきます。19ページのほうをお開きいただきたいと思います。19ページの中に農林水産業費で三つほど、今回計上させていただいております。

1つ目が説明欄のほうで水田農業構造改革推進事業でございます。これにつきましては平

成20年に新たな県単独補助事業ということで稲発酵粗飼料、いわゆる水田転作での飼料用の稲、あるいは飼料用米、えさ米でございます。これらにつきまして、県が単独で10アール当たり3,000円支援をする、そんなことで平成20年につきましては、稲発酵粗飼料25万2,706平米、飼料用米40万1,531平米、これらにつきまして支援をさせていただくものでございます。

2番目の経営構造対策事業でございます。これの主としましては集落営農育成確保緊急支援整備事業という事業が国の補助事業でございます。これにつきましてはライスセンター等で、集落営農を展開する、そういう際にトラクター、コンバイン、通常では農機具の支援はないわけですが、この集落営農という部分で国から支援をいただけるということで、今回機械導入等を図る、そんなことでの予算でございます。

農産加工施設維持管理費の中の567万円でございます。これにつきましては国の補正措置を活用しまして、事業名につきましては地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業、この事業を活用しまして、米粉の製粉機を導入させていただくものでございます。この事業のほかには実は今回の国の補正予算の中で、認定農業者等個人の経営体に、合計33経営体でございます。それと三つの共同組織、これに対しまして国からの助成金があります。認定農業者個人につきましては30%の補助、共同経営につきましては3分の1の補助、合わせまして助成金としまして、7,721万4,000円の支援が見込まれているところでございます。この事業につきましては直接国から事業主体、あるいは市の担い手支援協議会のほうに予算が流れてくるといって運びになっています。この事業を活用しまして、常時雇用で12名、臨時雇用で延べ2,192名の新たな雇用が見込まれる、そういう計画になっております。

農水産課関係につきましては以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農業費8,406万円の繰越明許費の内容をお聞かせ願いたいと思います。

その後、萬力Ⅱ期の中の工事の内容についても、詳しくお知らせ願いたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 経営構造対策事業でございます。平成19年から21年までの継続、そんなことで事業をやっているわけですが、平成20年の分につきましては、三つの法人のビニールハウスの建築、それらのもの等が若干いろいろな工程の管理等の中で、ちょっと

遅れ気味、そんなことで一部につきまして繰り越しをさせていただくものでございます。

萬力Ⅱ期のハウスの関係、ちょっと具体的な……

(発言する人あり)

○農水産課長(堀江隆夫) ちょっとすいません、今……

○委員長(嶋田哲純) 課長、時間かかりますか。

○農水産課長(堀江隆夫) 繰り越しにつきまして、申し訳ありません。ご承知のように繰り越しにつきましては、この金額の範囲内ということで現実的な数字はちょっと今工事の進捗具合を見て、県のほうに報告することになっています。ご承知のように、繰り越しの金額8,406万6,000円以内ということで、現在動いております。なるべく20年度中につきましては多くの事業を実施していきたいと、そういうふう考えております。

○委員長(嶋田哲純) 滑川公英委員。

○委員(滑川公英) ですから、8,406万円をちゃんと算定して出しているわけでしょうから、細かいことを全部出していただきたい。

(発言する人あり)

○委員長(嶋田哲純) 休憩をとります。お昼に入りますので1時からということでお願いいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時2分

○委員長(嶋田哲純) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第11号の質疑を行います。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) すみませんでした。ちょっと手元に資料ありませんで申し訳ございませんでした。

今回の繰り越しさせていただきます金額8,406万6,000円でございます。これにつきましては、先ほど言いましたように萬力Ⅱ期地区の経営構造対策事業での国庫補助金で事業展開をしているところでございます。

実は工事の完成が3月の下旬ということで、それぞれ各施設のほう、工事を進めていたわ

けですけれども、昨年地べたが、ほ場整備を実施している所に一部建てるということで、平成20年度事業で県営の土地改良事業で今土地を造成している、田んぼの所を畑にして、そこにハウスを建てるという部分が多くあります。その土地改良事業が、ご承知のように昨年秋に、入札等の執行が若干ちょっと問題があったということで、1か月以上遅れたということで聞いております。そんなことで畑の造成が遅れるというような部分で3月末にはちょっと間に合わない、そんなことで期日の変更をさせていただくものでございます。

あと金額等につきましてはそれぞれの、1月末で見積もった金額が8,406万6,000円でございます。ただ、これにつきましては以内ということで、それぞれなるべく3月末により多くの工事ができるように努力してまいる所存でございます。ただ一部、物によっては国庫の補助金等の関係で国との協議の中で部材の検収、例えば基礎の一部が終わったと、そこまでのお金を払います。そういう部分での契約も一部あるということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 話をちょっとさかのぼりますけれども、私が聞いている話の中では去年の9月18日に私は、読み上げますけれども、委員会の中で、ライスセンター事業にしても、ハウスのことにつきましても、これは設計段階というのはだいぶ前のことだと思うんで、前に中央病院でも私が言っていたんですけども、現実にはそれでできるかなと。相当コストが上がるんじゃないかなと言われていた中で、価格をそのまま最初の申請をする時の価格でやっていった場合には、品質的にはどのような方向に動いているのか。特に地元の生産者については悪いものを造らされる恐れがある。ですからその辺の設計の見直し、ないしは部品の見直し、ないしは面積の縮小とか、そういうことも考えていかなくちゃしょうがないんじゃないでしょうか。行政はともかく設計の時の金額でやれという一点張りだと、それでは本当に困ると。悪いものを建てさせられて、本当に耐用年数に耐えられるのかと、そういう話も聞いているんで、その辺のことについてはどうお考えなのでしょうかと、私は質問しています。

それに対して9月26日の団地事業の中の会議録の中で、こんな契約では議員を使うと言われた、使ってくださいと言いましたと。それで変な話、ある議員、滑川議員から質問があった。おめえのところそんなやっているけど、それでできるのかと。一部農業者の方から、おれのところに来て、安くてしょうねえ、安くてしょうねえと言っていると。このようなことをテープに発言されているんですよ。さっき言ったことと、これがイコールなんですか。

こういう考えでやったから、3月になって、地元の生産者の方がビニールを張る寸前になって、谷がたまっている、水がたまっている、基礎はひどい話、谷とよのわきにタッピングの穴が空いているって、こういうような、おかしなハウスになったんじゃないかと。もしそういうことであれば、私が言っていたことが現実になったということじゃないんでしょうか。こんなふざけた話があつていいんですか。だから本会議でも一般質問で言いましたけれども、本当にこんな仕様で会計監査が通るんですかと、この間も言っていましたけれども。通るみたいですが。

それともう一つは入札の時に私が調べましたところだと、3法人の中で請負業者の資格が本当にあったのか、そういうことも言われているんですけども、その辺のことについて深く行政はかかわっていると思うので、詳しく説明をお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ご承知のように今回は国庫の補助事業、国が2分の1以内を支援をするという、強い農業づくり交付金の中の経営構造対策事業で実施をさせていただいております。実は今の国の流れの中では、なるべく補助事業で作るハウスというのは華美であつてはいけない、いろいろな、例えばむやみやたらに必要以上なお金をかけることはいかなものかという指導はいただいています。その中で近年は低コスト耐候性ハウスという指導もいただいております。ただしこの経営構造対策事業につきましては、縛りはないものの日本施設園芸協会のいろいろな指導に基づくということでは、なるべく低コスト耐候性ハウス、安いコストでなるべく強固なものと。ただこれ、安いものであればいいということじゃなくて、部材はあまり変えないで、なるべくコストを下げる努力をせよという部分で我々は聞いております。そんなことで補助事業だからといって、安く仕上げろということは毛頭考えていません。

もし委員が言うように農業者の方と業者の方が契約するものでありますので、これからの部材の変更等は、もし今のご指摘のようにあれば面積の縮小等も視野に入れながら検討もどうぞということは、今日帰って話をするつもりでございます。ただし、いろいろ面積等が変わりますと、残りの補助金の残り、自己資金調達、ほとんどの方が日本政策金融公庫の実は融資等でやっております。その償還の部分についても、やはり公庫のほうとの協議が必要かなという。面積が少なくなれば、そこでどういうふうな償還が変わってくるか、いろいろもろもろありますので、委員から言われましたように補助事業であればこそ、モデル性のある

ような施設に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと請負法人の資格の問題であります。ご承知のように、これは市が発注をしたということじゃなくて、市は国から補助金を受けまして、それを農業者団体のほうに間接的に使っていただき、そういうものでございます。ですから契約そのものは農業者の組織する法人と両者の間でやっていただいているわけでありまして。とはいえ、市は全然関係ないということじゃなくて、この契約に際しましては、入札指名業者等の資格につきましては、法人等が中心となっていて、それぞれ今までの過去の請け負った実績、そういうものをいろいろ調べて指名をしたというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今の農業者は無駄なものを買うとか、そういうことはほとんど、昔の例えは団地事業だったら、そういうことはありますけれども、そんなにはないと思うんですよ。当然ハウスであれば園芸基準に沿ったものは常識ですから。先ほどの私が言ったことと、あなたが世間に言っていたことがイコールだと思いますか。思うなら思うんでもいいですけども。少なくとも会議の中で名指しで言われることは、言わないことを言われるというのは、どう考えても私はあまりいい気持ちはしませんからね。

それとある団地なんですけれども、指名競争入札の業者で一番札がとれなくなる、要するに権利放棄したと。それであれば入札方法はそのまま2番業者に行くんですかね。これは副市長、ちょっとお答え願いたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 契約の実務、直接タッチしておりませんが、規定により行っていると思いますが、一番の方が辞退したということで、2番目に入れた方で有効な要件を満たす方に回ったのではないかと思うんですが、その辺、ちょっと私も、そのときの契約案件を承知していませんので考え方しか申し上げられません。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 先の一般質問の中でも途中で仕様を差し替えているというような話がありましたよね。それと同じようなことがこの中でも行われているわけですけども、それでも行政としては違法性がないとお考えなんですか。というのは、ここには行政が全部タッチしているんですよ。業者と法人、要するに組合員の皆様だけじゃないんですよ。すべて

タッチ、農水産課がタッチしているから、私は言っているんです。それでなぜこういうような不都合が平気で起きるのかと。どう考えてもおかしいとは思いませんか。

それと、一つの団地の入札不調というのは、今の話ですけれども、国の交付金対象事業事務及び事業費の取り扱いについての通知には抵触するんですよ。ここに私も書類持っていますけれども。平成17年4月1日の農林水産省からの通知ですね。その請負方法ですか、請負執行、請負方法、この辺のことに抵触すると思うんですけれども。農水はどうお考えでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今回の事業につきましては、三つの法人で6町歩に及ぶ大きな施設園芸の団地でございます。県のほうとも協議した中でちょうどハウスが、本当にえらい高くなっている途中であります。これ以上、あんまり高くなると農業者の事業実施が難しいかなということで県とも協議した中で、2か年の部分について一括の入札を行うと。これはこの中でも認められているということで、当然2か年を一括入札することのメリットとしましては、大きな工事を一括にさせていただくことによって、入札単価も低く押さえられるんじゃないかと、そういうような農業者等からもありまして、一括でやらせていただいた。それと法人ということで何戸の農家が集まっていますけれども、それぞれの棟数で金額が変わってくると、評価の中でいろいろなトラブルも出てくることも危惧される。そんなことで一括で業者に請け負わせたいという部分で入ったわけでありまして。今ご指摘の部分についてはある法人のところで、1度目の入札をしまして、予定価格に達しなくて、2回目にやりまして、一番上の業者が予定価格に達しまして、話し合いを行ったと。その話し合いの過程の中で一部水耕の装置の中で、会議録等を見ますと、水耕の制御盤等がこの業者という指定等も法人のほうからありまして、なかなかそれが一番くじを引いた事業者の方が用意できないという部分で事業者のほうから辞退の届けがあった。それに基づいて法人のほうからご相談がありまして、辞退があった場合については2番目で契約してよろしいかという部分につきまして、県のほうとも確認しまして、これは2番目でやって構わない。そんなことで2番目の業者と契約をさせていただいたものでございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 私もやったことがあるんですけれども、本体工事と水耕プラント工事というのは、普通、分離分割でやるのが常識だと思うんですよ。それで現実にはライスセンタ

一事業が二つあって、そのほか3法人を合わせると12億円の事業ですよ。その中の6億円が国からの補助金でもらえるのに、不明朗な不透明なところがあっていいのかなということなんです。それで、工事を普通であれば一括にする場合は、ここにもその資料があるんですけれども、今一番目の組合は落札が終わったらすぐ契約した。2番目と3番目の法人ですね、これは落札が終わっても、2か月も3か月もかかってから契約になった。その中にはいろいろなやりとりがあるんでしょうけれども、その辺のことについて、なぜ2か月も3か月も落札が終わってから本契約ができなかったのか、お尋ねしたいんです。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今ご指摘ありました水耕を作る施設に、例えばハウスと水耕、二つ分離発注したらどうだったんだという問いがあったかと思います。我々当初はそれを考えました。ただ事業実施主体であります農業者の法人のほうから一括でやったほうが安く済む、あるいは工事の中で業者間のトラブルがないということで、法人のほうから一括で発注をしたいということで聞き及んでおります。そういうことで農水産課のほうでの指導というよりも法人のほうで一括で発注をしたいということで聞き及んでおります。

あと、今回事業につきまして不明瞭な部分というのは、ちょっといささかどうかなと思います。我々も国の税金を扱って、それで農業者の方にやっていただきますので、間違いのない執行を心がけているところでございます。

それと契約が遅くなっているという部分につきましては、我々も頭を悩ませております。何で遅くなったかというのは入札をしていただいて、予定価格に達したその業者の方と農業者の方が、法人が話し合いをしていただいて、細かな部分について合意、仕様の部分について合意がいただけないと、契約した後にもまたトラブルあってもしょうがないのかなと。そんなことで契約に際しましては業者と密接な仕様の打ち合わせをしていただいて、それで納得の上で契約を取り交わしてくださいと。そういう部分で遅くなっている部分については業者と農業団体のほうでの仕様の確認というところで理解をしております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 行政のほうはほとんどニュートラルの考えで指導していったのか、それとも偏った考えなのか。生産者が落札終わってから何か月も本契約ができないということは、それなりに事情があったんじゃないでしょうか。それで、先ほど業者の話ですけれども、これというのは建築一式で許可を受けているんでしょうか、それともただの建設、土木、と

び、その辺だけなんですか。

一括でやるとなればやはりプラントというのは電気もありますし、そうであれば特定建設業の許可がないと駄目なんじゃないでしょうか。それを指導しないで、じゃあいいですよと、そういうように言っていること自体が行政としては、こんなに大きい金額を使うんであるから、もうちょっとニュートラルな考えでいってもらいたかったんですけども、それがいつ間にか第2、第3の組合はその何か月も遅れて、契約書は書きました、正式な契約書は書きましたけれども、1回、今年の2月ですか、2月の終わりに解体するような話になったのも、その仕様書だから大丈夫、大丈夫と言って、実際にやってみたら、この間、議会でA4の写真を見せましたように、ああいう個人でやっても、おそまつな施設ができちゃったんですよ。なおかつ基礎については施工した業者がこれはミスだったと、もう認めちゃっているんですよ。そういうようなことを行政は6か月も見過ごしてきたんですかということなんです。誰がどうのということではないんですけども。やはりライセンス事業を含めて6億の金を、税金を投入する事業ですから、なぜもっと正確な情報でやっていただけなかったんでしょうか。何かあるんですか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 契約に関しましては先ほど言いましたように、農業者の団体である法人、そこが請け負うべき、契約の前に、業者さんとの仕様の部分について話し合いが長引いたということで理解をしています。行政のほうから契約を待ったということは言っておりません。我々が一に本当に考えていたのは、国の補助金2分の1以内という部分ですね。この2分の1以内であれば、例えば当初から内示金額も決まっておりました。なるべく農業者の方からは50%に近い補助金でいただきたい、でないとう経営が回転しないということは聞いておりました。我々もなるべく補助金を追加でいただけるようにということで努力はしたという経過がございます。その結果、また追加でいただいた部分もございます。何かあったのかということ、申し訳ありません。我々はこの税金を使って施設園芸農業者がモデルとなるべく農業施設を造りたい。ここで土地改良事業と連携した農業振興ができれば、そういう一存で、農業振興という部分でやっているところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） すべて法人がやっていることであって、農水は責任はないと。それで工事を元請で受注できる場合、今の団地でまだやっている所は2か所ですよ。例えばAとい

う団地に置き換えましょう。これは一括でやるということは、今現実にやった仕事を見ているんですけども、すべてこれは下請に出していますよね。下請に出した場合に4,500万円以上になるわけですから、特定建設業の許可がないとできないと思うんですけども、そういうことも行政指導で、ここで結構ですよと、法人の方にそういうコメントをしたのでしょうか。

というのは我々、私も含めてそうですけれども、全部農業者ですから一生懸命いいものを作ろうとか、いいものを販売しようということはできますけれども、契約のことなんかほとんどわかんないというのが現状なんです。はっきり言って。ほとんどが我々もだいぶ前で、旧旭市では十何か所も団地事業をやっていますけれども、行政が指導してやっているわけですよ。ましてや契約事務については。それを全部業者と法人がやったことで、私どもは知らないということは成り立つの。その辺のことも答えていただければ。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ちょっと私の説明がまずかったのか、すべて農業者の組織にあるということは申し上げていません。我々も指導ということで、それだからこそ国は市町村を通じて農業者に補助金を流せということだと考えております。そこで適切な指導をせよという部分が市を通してということで理解しています。

今回発注、三つの法人が受けていただいた業者さん、市内でも本当に優秀な業者だと、私は認識しております。事業者のほうもそれだからこそ入札に参加をさせていただいたんではないかと。その入札の部分について、参加をとということについては実はハウスという建設業については市のほうの、なかなか業者登録がございません。ということで事業者のほうとも話をした中で、過去の実績、そういうものを加味しながら農業団体の組織のほうで選定をするということで、今回実施をしたわけでございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、下水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本議会で補足説明いたしました以上にはございません。よろしく
お願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、農水産課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第24号につきまして、補足の説明をさせていただきます。

これにつきましては、本会議でもご説明しましたように、今回米粉の製粉機を萬歳地区の加工センターのほうに入りたいと。その使用料を制定するものでございます。現在実は旭市の中での米粉に取り組んで、いろいろな米粉麺あるいは米粉のケーキだとか米粉シチュー、いろいろなものを市内の方が使っていただいています。そのもとは実は我々もちょっと認識不足なんですけれども、今、山形のほうへ、なかなか市内にないのかなという思いがありまして、山形のほうに実は委託をしてあります。もうちょっと市内でできるかどうか、ちょっと今確認していますけれども、そういった中で山形のほうですと、キロ100円というふうなことで依頼をしているところでございます。そのキロ100円以外に実は山形のほうへ運賃、あるいは向こうから送ってくる運賃、そういうものがかかります。そんなことで今回製粉機を入れさせていただくわけですけれども、県内の事例ではJ A長生管内で、長生郡市の住民であればキロ120円、これ以外の方は200円というような事例がございます。匝瑳市でも1社があるということで、これはキロ100円ということで聞いております。これはすべてお米を持って行って、それを製粉にさせていただくという作業かなというふうに考えております。今回、施設につきましては管理人はいるものの、持っていった方が自分で製粉をしていただきたいという、そういうことで想定をしております。そんなことで市内の方につきましてはキロ50円、市外につきましてはキロ100円という使用料につきまして、新たに設定をしたいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 金額はわかりましたけれども、実際50円でもやっても相当赤字になると

思うんですけれども、現実には米粉生産というのはプロのためにやるんですか、それともアマチュアのためなんです。アマチュアとは趣味でやるとか、そういうことであって、これ営業でやったら、多分このくらい設備ではとてもまかない……、要するにいい品物ができないし、ないしは予冷庫とか、そういうのも多分必要になると思うんですけれども、そういうことまで想定してこの投資をしているのかな。さっきのことで言わなかったんですけれども。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 米粉の製粉機につきましては、今委員がおっしゃいましたように担当課としましてはより多くの市民の方に使っていただきたい。それと実はJAちばみどりさんのほうからも、組合の中で相当米粉に対しての関心がある。そんなことで市民以外の方にも使っていただけるような使用料の設定にしたいと。あくまでも、なるべくであれば市民の方をより多くのということで、その輪を多く広げたいなど。

それでこの米粉につきましては現在県のほうでも、国からの支援もあるというようなことで大きな製粉会社等につきましては、なるべく千葉県産のお米を粉にしてという、そういう部分で動くということも聞いております。大きな部分については千葉県のほうが大きな製粉会社といろいろやっていただけるのかなと。あくまでも市のほうは市民のためという部分で考えております。

それと、現在考えておりますのは石抜き部分が必要かなと。異物混入等もあって、何か石が入ってしまいますと、大きなトラブルにもなるというようなことで聞いております。石抜きの精米をしたものであれば問題ないでありましょうけれども、そういうものにつきましては、若干ここに装置にプラスをすることも視野に考えております。それといろいろカビ等の発生もありますので、そういう部分につきましては、換気扇、いろいろな部分について配慮しながら、清潔で引けるような、そういうことで考えております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、建設課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 本会議で説明申し上げましたとおり、この関係につきましては、ほ

場整備に伴うものです。特にほかに説明はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 建設課の説明は終わりました。

議案第32号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

以上で、付託されました議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(嶋田哲純) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしていただきたいと思います。

商工観光課長。

○商工観光課長(神原房雄) 所管の報告を2点行います。

長熊スポーツ公園の整備につきましては、現在3月完成に向け工事を進めているところで

ございます。スポーツ公園につきましては、オープン記念を予定しております。4月2日の木曜日に記念式典というふうに予定をしております。それから3日から5日につきましては、新しい釣堀ができたということで、市内外の釣り客に対しまして無料開放を予定しているところでございます。

もう1点ですが、袋公園桜まつり、先ほど申し上げました、21年度から袋公園桜まつり実行委員会が発足されまして、三者連携の中で、市民参加型のイベントをいたします。4月4日土曜日に桜まつりのイベントを実施する予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと同時に、2事業とも建設経済常任委員の皆様には出席方、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課のほうから2点ほど、ご説明をさせていただきます。

1点目につきましては、お手元のリーフレットが入れてあるかと思ひます。「水田を最大限活用し食料供給力の向上に取り組みましよう」というリーフレットにお目通しいただきたいと思ひます。これにつきましては、いわばお米の生産調整の部分でございます。現在、国のほうでも大臣が転作の選択性という部分も発言がありましたけれども、平成21年につきましては今までどおりの農林水産省につきましては、実施をするということで指導がまいっております。ただ、農林水産省につきましては水田のフル活用ということで休耕するとか、そういう発想じゃなくて、水田を最大限に活用して、えさ米、あるいは米粉、そういうところの需要のある部分について積極的に進めていくということでございます。

とはいえ、実は旭市には転作の指示が来ております。今現在、指示というよりも作っていい情報ということで、1万4,089トンを作っていいよという部分であります。ただこれは転作率にしますと一律41.3%転作をしてくださいという数字でございます。ただ、昨年の43.7%から比べますと若干ポイントが少なくなってきました。これは昨年、えさ米等に対応した部分での評価をいただきまして、若干転作率がよくなったということで理解していません。

その転作率の配分につきましてはすでに終わりました、一律41.3でありますけれども、意欲のある担い手、認定農業者等につきましては36.1%、さらに集荷円滑化対策、今まで転作

等に協力いただいている方につきましては26.8ということで、やる意欲のある方、あるいは協力いただいている方になるべく転作を達成しやすい方向で配分等をさせていただいております。これも市の中の協議会の中でのご議論いただきまして配分等をさせていただいております。

ただ、旭市につきましては、ここにありますがけれども、過剰作付ということで県内で下から2番目であります。本来作っていただきたいという面積に対しまして、843ヘクタールの面積が旭市は多いということでもあります。一番多いのは香取市の2,184ヘクタール、続きまして匝瑳市の1,162ヘクタールに次いで、旭市が過剰作付、そんなことでいろいろな意味で土地改良事業の推進等、転作をどういうふうに推進していますかというのを問われますので、本年もいろいろな意味で農業者が転作に取り組みやすいような転作の推進に努めていきたい。それには21年度予算の中にもありますように、えさ米の推進、あるいは飼料用の稲の推進、そういうものに積極的に農業者の方にかかわっていただきたいなというふうに考えております。

この資料でありますけれども、2ページのほうをご覧くださいと思います。水田等有効活用促進交付金、これです。これにつきましては404億円ということで、国のほうで麦、大豆等を作った場合には3万5,000円、飼料作物、これは飼料用稲であります。こういうものを作った場合につきましては3万5,000円、それと米粉、あるいは飼料用米、こういうものを作った場合には5万5,000円が国から支援を受けられるということになっております。

2番目の産地確立交付金につきましては、旭市のほうに約2,000万円、協議会のほうに来ております。この中の2,000万円を有効に使いまして、転作に取り組む農業者への支援をしてまいりたいというふうに考えております。

あと、資料等につきましては5ページのほうを見ていただきたいと思います。米粉、それと飼料用米の定着拡大ということで掲げてあります。先ほど言いましたように米粉に取り組む場合につきましては10アール当たり5万5,000円あります。それから本会議で申し上げましたように、実需者との播種前契約が原則になっております。自分の経営の中で一部分やった部分だけではこの5万5,000円のコースには乗れないということで、生産調整達成者の方が播種前に実需者と契約をするということでございます。以上、転作のほうのものであります。

あと、一番後ろに20年度の第二次補正予算があります。すでに可決されておりますけれど

も、これにつきましてはいわゆる減反から水田フル活用というようなことで、平成20年に転作に取り組んだ方に対しまして、21年も転作をやるという約束をされた方につきましては、20年のお米を作った部分につきましては、10アール当たり3,000円が国から追加の支援を受けられるということでございます。

あと1点、燃油・肥料の高騰対策がございます。国の補正予算の中で実は肥料はございませんけれども、化学肥料等が上がっているということで、2割以上を提言する農業者グループに対しまして、7割を助成するというところでございます。ただこれは転作が条件となっております。市内で六つ農業者の方に、団体に取り組んでいただきまして、助成額としましては554万473円ということで、約550万の助成額をまとめてございます。金額的にはちょっとどうかと思うんですけども、聞きましたところが北海道で500億の中で200億が北海道ということで聞いております。旭市のほうも一生懸命頑張った結果が550万円ということでご理解いただきたいと思っております。

農水産課からは以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課からは、本年度面整備工事の進捗状況につきまして、ご報告いたします。

袋地先周辺2.6ヘクタールの面整備工事につきましては、3月25日工期ということに向けて順調に進捗しております。3月末には新たな供用開始区域となる予定でございます。なお、新たな供用開始区域につきましては3月1日の広報に掲載し、周知を図っているところでございまして、また職員による戸別訪問や指定工事店を通じた普及促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） また農水で申し訳ないんですけども、萬力Ⅱ期地区の中でⅡ期の地区中になくす所にハウス事業がありますけれども、今まで我々が覚えていた中ではそういうことはなかったんです。これは正式にカウントされてよろしいんですか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して、答弁をお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 多分、今委員さん、見ていらっしゃるの地図のほうだと思います。この後の現地のほうでご説明しようかと思いましたが。地図のほうの一番上のほうに「べ」ということで⑤が掲げてあります。ここは施設園芸の一部でございます。今回、経営構造対策事業につきましては、萬力Ⅱ期の土地改良事業を中心としてということで、経営構造対策事業は実はエリア取りが重要になっております。この土地改良事業だけのエリアですと、ライスセンター等の稼働率がここではちょっと足りないということで、経営構造対策事業はこの上のほうの萬力Ⅰ期の土地についても、一部受益ということで検討協議をしてあります。その受益の中であれば施設園芸の規模拡大についての経営構造対策事業の実施は可ということで、それで取り組みさせていただいたものであります。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（嶋田哲純） 次に、陳情1件の審査を行います。

農水産課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、ミナムアクセス米の輸入停止を求める陳情についての1件であります。

これより、付託陳情の審査を行います。

初めに、農水産課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは若干、すみません。我がほうでちょっとある資料の中での説明をさせていただきます。

ご承知のようにミニマムアクセス米、ミニマムアクセスという部分ですけれども、1993年にWTOのウルグアイラウンド、この農業行為に基づきまして定められたものであります。農産物の最低輸入量などと呼ばれているものでございます。ご承知のように年ごとに輸入量が義務付けられておりまして、正確には最低制限、最低限のアクセス機会が義務づけられているということで、我々は理解しているわけですが、1993年以来2008年現在までお米につきましては、年間77万トンの輸入枠が設定されております。主な輸入国につきましては、アメリカ、タイ、オーストラリア、ベトナム、こういう所からお米が来ているということで理解をしています。また中華人民共和国からも、そのうち1割のお米が来ているということでございます。なお、平成13年度以降の一般輸入によります国別の買い入れ数量は、合計で294万トンということで聞いておりますけれども、このうちアメリカ産米が150万トンと最も多く、次いでタイ産米72万トンということで聞いております。主な産地の国別の買い入れ単価につきましては、平成17年を見ますと、高い順にオーストラリア産がトン8万1,140円ということで、これはキロ81円、アメリカ産がトン7万6,985円、これはキロ76円ですか、タイ米がトン4万6,300円ということで、キロ46円ということで承知をしております。

これらのアクセス米にかかわります管理費、事業管理費と一般管理費からなりますけれども、事業管理費等につきましては保管料や運送費、一般管理費につきましては人件費、事務費等でありまして、平成13年から平成17年までほぼ横ばいで年間171億円から185億円が使われている、そういうふうには理解をしております。こういう値段でありますけれども、現在旭市のえさ米の値段は平成20年産、キロ50円であるということをつけ加えさせていただきます。

主な情勢の報告ということで、よろしく願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課の説明は終わりました。

それでは、陳情第1号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

陳情の審査は途中でありますが、しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時57分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（嶋田哲純） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提出することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っております。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長（嶋田哲純） それでは、陳情第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮本英一） それでは意見書案を朗読いたしまして代えさせていただきます。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、昨年6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、昨年7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が、年間77万トンも輸入されていますが、昨年の4月には価格高騰の影響で初めて下落札になるという事態になっています。

これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されていることからしてもミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入義務はなく「輸入の機会の提供」にすぎません（99年11月の政府答弁）。

国際的に米や穀物の需要がひっ迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。

以上の趣旨から、従来の枠組みにとらわれることなく、内外の食糧の危機的事態への対応策として、まずはミニマムアクセス米の輸入を停止するよう、強く要望をするものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日、千葉県旭市議会。

内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、陳情第1号のミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時 6分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋田哲純